

在宅で「たん吸引」「胃ろう」担うヘルパー

医療的ケア養成に地域差

研修修了は京都31人、滋賀12人

在宅で人工呼吸器を使って暮らす重度障害者らへのたん吸引や胃ろう処置などの「医療的ケア」について、法改正で研修を修了したヘルパーら非医療職が実施できるようになってから2年がすぎた。だが、京都府と滋賀県では担い手の養成に大きな差があることが、厚生労働省の調査で浮き彫りになった。




研修会場でケアの注意点を学ぶ受講者たち
(京都市伏見区)＝医療的ケアネット提供

厚生省が4月下旬に実施した全国調査によると、昨年度、在宅で特定の人のケアにあたる3号研修を修了した人数は、京都府が371人(全国5位)、滋賀県が12人(同43位)だった。大阪府は765人、兵庫県は420人いる。指導看護師など講師養成も、京都府が431人、滋賀県24人と、地域格差が目立った。

調査によると、現場では▽医師や看護師の福祉制度への理解が不十分▽研修内容と家庭での実施方法の違いから、家族が不信感を持つ―など、医療と在宅福祉の連携に壁があることが課題になっている。

法改正2年、医療連携 課題も

 **医療的ケア** たん吸引などは医療行為と介助の法的なグレーゾーンとされ、実施をためらう事業所もあり、重度障害児らの在宅生活の壁になってきた。介護保険法改正で2012年4月から、非医療職も一定の条件下で業として実施できるようになった。

厚生省障害福祉課は「医療度の高い人が家で暮らしている割合や、自治体の姿勢、医療連携など、さまざまな地域格差があるのが実情」という。

府の委託で京都の研修を担当したNPO法人医療的ケアネット(京都市)の篠原文浩理事は「人工呼吸器を使っても、胃ろうを使ってもハッピーに生きる人のために、研修を広げていきたい」と話している。同ネットは24日午後1時半から、医療的ケア3号研修の支援充実をテーマにシンポジウムを神戸市中央区の市男女共同参画センター1で開く。参加費1500円。問い合わせは同ネット☎075(693)6604。(岡本晃明)